

国語分科会（第40回）議事録

平成21年 1月 27日（火）
午後 2時 ～ 午後 3時25分
文部科学省・3F1 特別会議室

〔出席者〕

（委員）林分科会長，西原副会長，前田漢字小委員会主査，
杉戸日本語教育小委員会副主査，阿辻，井田，井上，岩見，尾崎，甲斐，
金武，笹原，武元，東倉，中神，中野，西澤，長谷川，濱田，松村，邑上
各委員（計21名）
（文部科学省・文化庁）高塩文化庁次長，清木文化部長，匂坂国語課長，
氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 国語分科会（第39回）議事録（案）
- 2 「新常用漢字表（仮称）」に関する試案（案）
- 3 国語分科会日本語教育小委員会における審議について（案）
〔日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する
日本語教育の内容等の検討〕

〔参考資料〕

- 「新常用漢字表（仮称）」に関する新聞記事

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 前田漢字小委員会主査，事務局から配布資料2についての説明があり，説明に対する
質疑応答の後，配布資料2について了承された。
- 4 西原副会長（日本語教育小委員会主査）から配布資料3についての説明があり，説明
に対する質疑応答の後，配布資料3について了承された。
- 5 1月29日に開催される文化審議会の総会に，配布資料2及び3を報告するに当たり，
本日の意見に基づいて必要な修正を行うこと，また修正については，林分科会長に一任
することが了承された。
- 6 今期最後の国語分科会の閉会に際し，文化庁次長からあいさつがあった。
- 7 前田漢字小委員会主査及び事務局，西原副会長からの説明，その後の質疑応答の内容
は次のとおりである。

1 漢字小委員会に関して

○林分科会長

本日は，今期最後の国語分科会でございますので，明後日，1月29日に開かれる文化
審議会の総会に向けて，漢字と日本語教育の二つの小委員会で作成した今期のまとめに
ついてお諮りをしたいと考えております。

まず，初めに漢字小委員会の検討内容に関しまして，前田主査及び事務局から御説明
をお願いいたします。それでは，よろしく申し上げます。

○前田漢字小委員会主査

最初に全体的なこと、それから、これまでの流れなどのことをお話ししておきます。

平成17年3月30日に文部科学大臣から文化審議会に対して、「敬語に関する具体的な指針の作成について」と、「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」の諮問が出されました。これに従いまして、文化審議会の国語分科会で討議が行われることになったわけです。

漢字小委員会は、「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」ということでいろいろと検討してまいりました。当然、この「情報化時代に対応する」ということが大きな問題になっているわけです。これにつきましては、実は、第22期国語審議会答申「表外漢字字体表」の策定の時にも同じようなことで問題になったわけですが、「表外漢字字体表」が出てからしばらく時間もたちまして、表外漢字の問題だけではなくて、常用漢字表全体について検討し直す時期が来たというふうに考えられるわけです。そういうことで、漢字小委員会におきましては、漢字小委員会ワーキンググループというのが設けられまして、そこでいろいろな作業を行い、検討し、原案作成まで行いまして、それを漢字小委員会で検討していただくという形を採りました。

この配布資料2の試案(案)は「Ⅰ 基本的な考え方」、「Ⅱ 漢字表」、それから「Ⅲ 参考」から成ります。常用漢字表、それから「表外漢字字体表」、そして今回の常用漢字表の改定という流れの中で、特にこの「情報化時代に対応した字体の在り方」ということで検討しているものであります。当然、このことは、既に何回も繰り返してきたところがございますけれども、改めて念を押して申し上げておきたいと思えます。

それで、具体的な個々の内容の概要につきましては、事務局から説明をしていただきたいと思います。

○氏原主任国語調査官

それでは、配布資料2の内容につきまして御説明申し上げます。この資料は、事前にお送りしたものと同じものでございます。ただ、若干、送付後に気が付いて数字の番号を入れたり、資料の13ページを見ていただきたいのですが、その下から3行目、「手書き字形としては同じ「 」…」の部分で、「 」の中に、点を打って、その下を揺するくしんにゆう>ですね、それが抜けていたことに気が付きましたので、補ったりということがあります。それから、177ページの真ん中辺りに<備考欄の変更等>がございますが、その「4」に「凡例に注記」とあります。この「凡例」という言葉も、今回の資料で補ってあります。以上が、事前にお送りしたものと異なるところですが、それ以外は全く同じものでございますので、元に戻って、順番に御説明申し上げます。

まず2ページのところをお開けください。そこに「Ⅰ 基本的な考え方」というのがございます。前田漢字小委員会主査からもお話がございましたように、今回の検討は、その点線の枠で囲ってあります平成17年3月30日の文部科学大臣の諮問理由に基づいて検討を行っているということでございます。この理由は、そこを見ていただきますと、三つの形式段落に分かれています。最初が、「種々の社会変化の中でも、情報化の進展に伴う、パソコンや携帯電話などの情報機器の普及は人々の言語生活とりわけ、その漢字使用に大きな影響を与えている。このような状況にあつて「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」である常用漢字表(昭和56年内閣告示・訓令)が、果たして、情報化の進展する現在においても「漢字使用の目安」として十分機能しているのかどうか、検討する時期に来ている」となっています。常用漢字表が制定されてから四半世紀以上たっておりますので、これが、今でもこのまま「漢字使用の目安」として機能しているのかどうか、そういうことを検討する時期に来ているということでございます。

第2段落は、これも情報化と密接に関連しているわけですが、情報機器を使うことによって、その機器に搭載されているJ I S漢字を日常生活においても使うようになってきている。このJ I S漢字につきましては、後ほど出てきますように、第1水準、第2水準で、漢字の数で言いますと6,355字あるわけです。現在のものは第3水準、第4水準まで搭載されているものが増えています。そうなりますと、漢字の数だけで、10,050字あります。10,050字というのは、少し前の小型の漢和辞典が大体8,000字ぐらいで、最近のものは第3水準、第4水準まで小型の漢和辞典でも採っていますので、12,000字ぐらいは入っていますけれども、ちょっと前の小型の漢和辞典がすっぽり入っているというような状況にあるわけです。ですから、その範囲で漢字が簡単に打ち出せる、そういう中で漢字政策をどう考えていったらいいのかということでもあります。また、人名用漢字につきましても、少し前までは285字だったのが、現在は983字にまで増えております。このように、社会全体での漢字の多用化傾向が明らかになってきている中で、漢字政策をどのように考えていったらいいのかという問題でございます。

三つ目は、その第3段落ですが、これも情報化と裏表の関係にあります。情報機器を使えば使うほど手で漢字を書かなくなる。極端なことをおっしゃる方の中には、もう手で漢字を書く必要はないんじゃないかという方もいる。そういう中で、漢字を手で書くということをどのように位置付けていくのか。これは、早い段階でこの辺りの考え方を整理しておかないと、情報化という中で情報機器が普及すればするほど、手書きというものが我々の文字生活においてどういう役割を担っているのかが、分からなくなってしまう。それは、今後の文字生活を送る上で大きな問題となるだろうということです。

文部科学大臣からの諮問は、以上のような三つの問題意識に基づいています。

この諮問につきまして、四角で囲った下に「分科会においては」という記述があります。「分科会においては、上述の理由を踏まえて、「総合的な漢字政策」の核となるものが「国語施策として示される漢字表」であること、また、昭和56年に制定された現行の常用漢字表が近年の情報機器の広範な普及を想定せずに作成されたものであることから、「漢字使用の目安」としては見直しが必要であることを確認した。このため、常用漢字表の内容に急激な変化を与えて社会的な混乱を来すことのないよう留意しながら、常用漢字表に代わる漢字表を作成することとした。」ということです。この文部科学大臣の諮問の第1段落と第2段落、J I S漢字が10,050字まで増えている、人名用漢字も1,000に近い数が制定されている、そういう中で、どういうふうに漢字と向き合っていけばいいのか、それを考えるためには、今お読みした中にありましたように、「「総合的な漢字政策」の核となるものが「国語施策として示される漢字表」である」ということです。ですから、現行の常用漢字表のようなものが、こういう時代になればなるほど、一層必要になってくる、それが大前提となる考え方でございます。

では、現在の常用漢字表のままでもいいのか。これは、後ほど出てきますが、いろいろ調査をしていきますと、現在の常用漢字表ではどうしても足りない部分が出てくるということです。今回、常用漢字表の見直しに関しまして、新聞あるいはテレビなどでも報道されていますが、そこでインタビューを受けている方がよくおっしゃっているのは、「この字も入っていなかったのか」とか、「こんな読み方も入っていなかったのか」ということで、このような反応が非常に多い。それは、現在の文字生活の実態と、現行の常用漢字表との間に既に乖離が生じているということだと思います。ですから、そこを埋めていかなければいけないというのが基本的な出発点になっております。

3ページの上から2行目を御覧ください。今回の漢字表の一番基本的な考え方をどこに置いているかということですが、それが2行目にある、かぎ括弧で囲ってあるところです。そのちょっと前から読みますと、「すなわち一般の社会生活における漢字使用を考えるときには、「コミュニケーションの手段としての漢字使用」という観点が極めて重要であり…」とあります。このかぎ括弧でくくっている「コミュニケーションの手段

としての漢字使用」というのが、今回の見直しのキーワードになっております。漢字を文字言語の伝達手段として使っていくわけですから、そのときには当然、書き手の方が情報機器を使って簡単に、つまり1万字レベルで簡単に漢字に変換できるわけですが、読む方は書かれたものをそのまま受け取って読まなければいけないということがあります。我々が社会生活の中で漢字を使っていくためには、書き手と読み手との間でこの範囲で漢字を使っていこうというような、そういう大きな枠組みというものが必要になるだろう、その範囲で使っていれば読み手の方も読めるし、書き手の方も十分相手を読めるということを期待して書くことができる。このような範囲が明らかになっていないと、書き手が使った漢字が読めず、相手に伝わらないということになってしまう。それでは、コミュニケーションの手段としての漢字使用という観点からは、大きな問題となるわけですね。それが、その下にあります「(3) J I S漢字と、国語施策としての漢字表」、ここにそのまま結び付いていく考え方でございます。

先ほど申しあげましたように、J I Sでは既に1万字を超える漢字が入っているわけですが、では1万の範囲で漢字を使った文章が読めるのかということなかなか読めない。もちろん必要に応じて1万字レベルで漢字を使うということもあるかもしれませんが、普通の文字生活においては、(3)の最後の文を見ていただきたいのですが、ここでの考え方は、下から4行目の「すなわち」からありますように「すなわち、分かりやすい日本語表記に不可欠な「国語施策としての漢字表」に基づいて、情報機器に搭載されている<多数の漢字を適切に選択しつつ使いこなしていく>という考え方を多くの国民が基本認識として持つ必要がある。」という点にあります。現在の漢字使用の実態を調べ上げて、その中で使われている漢字を特定することで、お互いのコミュニケーションにとって不可欠である漢字表の使い勝手が良くなるわけです。それと、J I Sとの関係、そういうことを踏まえて何でも漢字に変換されればよいということではなくて、やはり「国語施策としての漢字表」がまずあって、それとの関係においてJ I Sの漢字を使いこなしていく、こういう観点が大切であろうという考え方でまとめてございます。

それから、4ページにつきましては「(4)漢字を手書きすることの重要性」です。先ほど申しあげましたように、情報機器で、今漢字が簡単に打ち出せるわけですが、その情報機器を利用して漢字を使っていくに際してよく言われていることですが、複数の変換候補の中から適切なものを選択していく、そういう運用能力が重要になります。ここに書いてありますことは、きちっと漢字を手で書いていく、そのように自分の体を使って習得していくということが、漢字を運用していく場合の一番基本的なところになるんだということで、習得と運用は密接に関連しているわけですが、手で書いて習得していくことが非常に重要なんだということです。特に、これから情報機器が普及すればするほど、このところを意識していかないと、この辺りが非常にいいかげんになってしまうというようなこともあって、手書きの重要性というのは常に変わることがないんだということを述べております。

次のページに行きまして5ページです。ここは「(5)名付けに用いる漢字」、それから「(6)固有名詞における字体についての考え方」でございまして。名付けだとか、固有名詞における字体だとかというのは個人の問題になるわけですが、漢字というのは個人のものであると同時に、先ほど申しあげましたように「コミュニケーションの手段としての漢字使用」、そういう社会的な側面と切り離せないわけですね。以前、申しあげましたが、いいかどうかは別として、名前に漢数字の「一二三」と書いて「ワルツ」と読ませるといった例がございまして。これは普通、「ワルツ」とは読めませんよ。聞くとしゃれた名前だなど思う方もいるかもしれませんが、普通は、まずルビを振っていない限り読めない。そういうようなものもいいかどうかは別として、やはりきちっと読んでもらうということも大事なわけですので、そういったところを意識していく必要があるだろうということです。(6)は、「おれの字体はこれなんだ」という

ことを非常に強くおっしゃる方がいるわけです。しかし、社会生活ということを考えても、それについてもおのずと限界があるだろうという形で、まとめてございます。

6 ページの「2 新常用漢字表（仮称）の性格」ですが、「（1）基本的な性格」にありますように、具体的には1から5まであります。これは常用漢字表と同じですが、2と3の「ただし」以下の部分が今回新たに加わっております。「2」で申しますと、「ただし、専門分野の語であっても、一般の社会生活と密接に関連する語の表記については、この表を参考とすることが望ましい。」と。現代社会の特徴として、専門分野、特に医療関係の用語だとか、パソコンの用語だとか、こういうものが一般の社会生活にどんどん入ってきているんですね。ですから、そういう意味では、専門分野の語であると言っても、ここに書いてありますように、一般の社会生活に入ってくるようなものについては共通の漢字使用の土台である新常用漢字表というものを意識していただいた方がいいのではないかとということです。それから、3につきましては「ただし、固有名詞の中でも特に公共性の高い都道府県名に用いる漢字及びそれに準じる漢字は例外として扱う。」ということです。都道府県名というのは日本人として生まれてくる以上、必ずどこかの都道府県に生まれるわけですので、日本人にとっては極めて基本的な漢字であり、そういう漢字を常用漢字として位置付けておくことは大事ではないかという考え方で加えられたということでございます。

7 ページに移りまして、「3 字種・音訓の選定について」です。7 ページの真ん中辺りに、A・B・C・D・Eという五つの調査のことが書いてあります。これは机上にあります『漢字出現頻度数調査（3）』とか、『漢字出現頻度数調査（新聞）』とか、30億以上の漢字を調べた『漢字出現頻度数調査（ウェブサイト）』とか、こういうものを使いまして世の中の実態がどうなっているのかということをも可能な限り調べたということでございます。その中で、先ほど申し上げましたように、一体どういう漢字がよく使われているのか、また、その使われている漢字はどういう文脈で使われているのか、これは、机上にある『出現文字列頻度数調査』の「上・下」によって、検討する漢字のすべてについて把握できました。例えば、イトウさんの「伊」というのは非常に頻度が高いのですが、トウも「藤」を書く場合と「東」を書く場合がありますが、使われ方としては圧倒的に固有名詞が多い、そういったことがすべて具体的に分かったわけです。

そうしたデータのある中で、8 ページにありますように、細かいところは省略しますが、点線で囲ったのが常用漢字表の時の考え方ですけれども、基本的にはこの常用漢字表の時の1から7の考え方にまず従って見ていったわけです。よく使われる3,500の漢字集合を作りました。さらに、常用漢字の最下位に出てくるものが4004位の銑鉄の「銑」でしたので、それと同じ出現回数を持つ漢字、つまり4011位までの漢字もすべて調べたということでございます。

9 ページをお開けください。そういう作業の結果、220字を選び出しました。そして、現在の常用漢字表から削除しても構わないのではないかと思われる5字を選びました。それを更にもう一度検討します。その時には、今、申し上げました『出現文字列頻度数調査』を使って具体的にどういうふうにその字が使われているのかを見ました。その時にほとんど人の名前だとか姓などだけで使われているものにつきましては、頻度が幾ら高くても外すという考え方で検討いたしました。その結果が、現在見ていただいているように、追加する字種の候補としての191字ということでございます。

9 ページの「（3）字種選定に伴って検討したその他の問題」は、検討の過程で話題とした問題です。そこにありますように「準常用漢字」もそうです。これも途中段階ではかなり設定するというような御意見が強かったのですが、現在の例えば学校教育の中でも、もう既に実質的に「準常用漢字」に当たるようなものができているわけですね。具体的には、学習指導要領を見ますと、中学3年生では小学校で習う1,006字については文や文章の中で書いて使うということですから、読む方は第2学年までに学習した

漢字に加え、その他の常用漢字の大体を読むとなっている。そうすると、その他の常用漢字は大体が読めればいわけですから、書くことまでは求められていない。実質的には「準常用漢字」のようなものが既に存在している。そこにまた「準常用漢字」という名称のものが入ってくると、学校教育では非常に混乱するのではないかという考え方が途中で強くなりまして、見送ったわけです。そのほか、「特別漢字」とか、「附表2」あるいは「別表」などについても検討しましたが、最終的には、「なるべく単純明快な漢字表を作成する」という考え方を優先して設定しないことにしました。一般の人たちの多くは常用漢字表を意識しながら漢字を使っているわけではありませんので、漢字表が余り複雑な構造を持つと、一般の文字生活の中では極めて使いにくい表になるだろうということで、単純明快な漢字表を作成するという考え方を優先したわけです。

「(4) 音訓の選定」につきましては、独立行政法人国立国語研究所の資料も提供していただいて、それも併せ参照したということでございます。

次のページに行きまして、「4 追加字種の字体について」でございまして。「(1) 字体・書体・字形について」は、字体・書体・字形の定義です。そして、「(2) 追加字種における字体の考え方」にありますように、「現行常用漢字表では、「主として印刷文字の面から現代の通用字体(答申前文)」が示され、筆写における「手書き文字」は別のこととしている。」ということです。現行の常用漢字表では、印刷文字の面から通用字体、この通用字体という名称ですが、これは当時の資料などを見ますと、要するに「世の中で広く通用している字体」、「通用させたい字体」というふうに解釈してあります。筆写における手書き文字は別です。試案(案)でもこの考え方を踏襲し、本表の漢字欄には印刷文字としての通用字体を示したということでございます。具体的には、通用字体として、「表外漢字字体表」に示された印刷標準字体を掲げました。ただし、簡易慣用字体を持つ3字、括弧の中に入っている木曾の「曾」、麵類の「麵」、そして「瘦」はその字体を掲げ、人名用漢字については、人名用漢字字体の「瘦」を除いて、人名用漢字字体を掲げることにしたということです。なお、現行常用漢字表の制定時に追加した95字については、表内の字体に合わせ、一部の字体を簡略化したわけですが、今回は、追加字種の標準の字体が既に印刷標準字体及び人名用漢字字体として示され、社会的に極めて安定しつつある状況を重視して、常用漢字表制定時のような方針は採らなかつたということで、そこに四つの理由を挙げております。①が、当該の字種における「最も頻度高く使用されている字体」を採用するということ。「表外漢字字体表」の「印刷標準字体」と「人名用漢字字体」がそれに該当します。右側を見ていただくと、そこに例えばということで、本当に一例ですけれども、「ホオ」という字、「カメ」、「サカノボル」、「エサ」という字が挙がっています。ここの数字は、机上にあります『漢字出現頻度数調査(3)』の出現数です。例えば、「ホオ」はいわゆる通用字体型の「頰」が8回、「頰」が6,685回、この右側の「頰」が印刷標準字体です。教科書で言いますと、「ホオ」は左側の「頰」は一つも出ていません。右側の「頰」は、11回出てきます。中学校の教科書で6回、高等学校の教科書で5回です。この右側の「頰」は、印刷標準字体なんですけど、同時に人名用漢字でもあります。この結果を見ても、「頰」と「頰」では圧倒的な差があるということが分かります。それから、「カメ」の方は、逆に、左側の「亀」が6,695回、右側の、いわゆる康熙字典体の「龜」は4回ということです。この「カメ」に関しては、教科書でも結構使われていまして、55回出てきます。小学校の教科書で1回、中学校で8回、高等学校で46回となっています。これも、左側の「亀」が昭和26年に人名用漢字として制定されたものです。次の「サカノボル」は、2回と753回です。右側の「遡」が印刷標準字体であり、人名用漢字です。「エサ」は、3回と1,377回。「サカノボル」にしても、「エサ」にしても、右側の印刷標準字体しか教科書には出てきません。ということで、「ホオ」、「サカノボル」、「エサ」については、確かに現時点の情報機器では、左側の形(頰・遡・餌)で出るもののがかなりあり

ますが、近い将来には、右側の印刷標準字体の形（頰・遡・餌）に統一されると予想されます。更に言えば、83年のJ I Sの前の78年J I Sでは、右側の形（頰・遡・餌）がJ I Sの字形でした。78年のJ I Sを83年に改定した時に、左側の形（頰・遡・餌）に変更されたというような経緯が、ちょっと細かいことですが、ございます。

それから、②は「国語施策としての一貫性を大切にする」ということです。今、見ていただいたような状況ですので、これを逆に数の少ない方を通用字体にすると、現在の印刷文字字体に混乱が生じるということは明らかだろうと思います。実は常用漢字表の制定時に<しんにゅう>の字が二つ入りました。一つは逝去するの「逝」。それから、遮断するときの「遮」です。この2字が<2点しんにゅう>型から<1点しんにゅう>型に変更されて常用漢字表に加えられているんです。<1点しんにゅう>型に変わるのにかなり時間が掛かっています。この『漢字出現頻度数調査（3）』の（1）に当たるものがあり、平成9年の11月に調査しているんですけども、その段階では「逝去」の「逝」は<2点しんにゅう>型が、2,536位ということで305回出ています。<1点しんにゅう>型は、その時2,806位ということで202回です。ですから、この段階では<2点しんにゅう>の方が多いいという結果が出ています。ただ、調査対象とした書籍に出版年の古いものが混じっているということもあります。「遮」の方は、さすがに<1点しんにゅう>型の方が多くて、271回。<2点しんにゅう>型は127回です。それでも、127回出ています。「漢字出現頻度数調査」も（1）、（2）、（3）と行くに従って<1点しんにゅう>型の方が多くなりますけれども、このような問題が当然生じるわけです。そういったことで、今回は国語施策としての標準字体が、「表外漢字字体表」によって示された「印刷標準字体」という形で既に示されている。さらに、人名用漢字については「人名用漢字字体」として示されているということで、その標準の字体は変えない方がいいだろうと判断したということです。

③・④は、そこに書いてあるとおりで、新常用漢字表（仮称）は「目安」ですので、結局、表外漢字と一緒に使っていかなければいけないということになります。その表外漢字は印刷標準字体になりますので、それと一緒に使っていくということは、J I Sと同じということになります。J I Sも現在第1水準は<1点しんにゅう>ですが、第2水準はすべて<2点しんにゅう>です。ですから、その意味では、<1点しんにゅう>と<2点しんにゅう>を一緒に使っているという文字生活を現実として既に送っているわけです。もちろんJ I Sだけでなく書籍でもそうです。そういったことを考えると、字体変更して表内の字体の整合を図るという考え方も確かにあるのですが、その考え方を採ったときのプラス・マイナス、それから、この原案のようによく使われているものを採ったときのプラス・マイナス、それを考えると、原案の形の方が、世の中に与える混乱が圧倒的に少ないだろうというのが漢字小委員会における基本的な考え方です。

それから、文字コードにおける採用字体というのも、文字コードの方で勝手に決めたわけではなくて、「表外漢字字体表」に合わせて、その例示字体を平成16年2月に変更したということです。「表外漢字字体表」を受けてということでございます。

13ページに行きまして、「（3）手書き字形に対する手当て等」の前の2行ですが、現行の常用漢字表に入っている漢字の字体はどうするのかということですね。「なお、現行の常用漢字表に示されている通用字体については一切変更しないが、これも上記の理由（特に①及び②）に基づく判断である。」ということです。

現在の常用漢字の字体についても極めて安定的に使われているわけですね。安定的に使われているものは変えないというのが基本的な考え方ですので、当然そうなれば現在の常用漢字の通用字体をいじって、例えば康熙字典体に戻すとか、そういうことは一切しないということでございます。

それから、「（3）手書き字形に対する手当て等」ということで、今申し上げたような考え方を採ると、これは漢字小委員会でも非常に議論になって、特に<しんにゅう>

などについては、集中して議論したわけですが、同じくしんにゅう><しよくへん>でありながら、そこにありますように現行の<1点しんにゅう(讠)>に対して、<2点しんにゅう(讠)>、<しよくへん>も「常用漢字のしよくへん(食)」と「康熙字典体のしよくへん(食)」が混在することになります。この点に関し、印刷文字に対する手当てとしては、漢字欄に「*」を付けた字で、現に印刷文字として<1点しんにゅう(讠)>型、それから常用漢字型の<しよくへん(食)>を用いている場合は印刷標準字体に改める必要はないという、「字体の許容」を設けております。漢字欄の「*」は<しんにゅう><しよくへん>にかかわる字のうち、<2点しんにゅう>の形と「康熙字典体のしよくへん」の形で通用字体を示したものです。さらに、備考欄にも具体的にその字体を掲げ、「許容字体」という注記を加えました。「許容字体」を適用するものはそこに挙がっている5字です。

「また」の段落に移ります。「手書き字形(=「筆写の楷書字形」)に対する手当てとしては、「しんにゅう」「しよくへん」に限らず、印刷文字字形と手書き字形との関係について、現行常用漢字表にある「(付)字体についての解説」、表外漢字字体表にある「印刷文字字形(明朝体字形)と筆写の楷書字形との関係」を踏襲しながら、実際に手書きをする際の参考となるよう、更に具体例を増やして記述した。」とあります。さらに、「「しんにゅう」の印刷文字字形である「讠/讠」に関して付言すれば、どちらの印刷文字字形であっても、手書き字形としては同じ「・」の形で書くことが一般的である、という認識を社会全般に普及していく必要がある。」ということです。この点は漢字ワーキンググループの中でもかなり話題になったんですが、<2点しんにゅう>型の<しんにゅう>を手で書くときにどのように書けばいいのかということが、今は、分からない人が多くなっていて、<2点しんにゅう>の印刷字体のとおりには書かないとバツにする先生がいるとか、そのようなことが話題になりました。ですから、どちらであっても、手で書くときにはこの形でいいんだという認識が、常識として広がっていくことが大事であるということです。

14ページは「5 その他関連事項」ということで、定期的な見直しの話、学校教育の話などが挙がっています。学校教育のことは、点線内に書いてありますように、現行の常用漢字表に示されているものと全く同じでございます。ですから、「義務教育期間における漢字の指導については、常用漢字表に掲げる漢字のすべてを対象としなければならないものではなく、その扱いについては、従来の漢字の教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置にゆだねることとする。」ということで、国語分科会としては、このことについては踏み込みませんということを、ここで宣言しているわけでございます。

15ページを御覧ください。15ページ、16ページの「1 明朝体のデザインについて」は、こういうものは同じ字体であるということを説明しているものです。例えば、1の(1)に「硬式テニス」の「硬」がありますが、左の字の方が「石」の部分大きいんですね。右の方は「石」が小さい。その次の「吸」は、「口」が大きい字と小さい字。「日頃」の「頃」についても、片仮名の「ヒ」のような部分が大きい字と、小さい字があります。今回、「日頃」の「頃」、それからその下の「挨拶」の「挨」ですね、こういったものは机上にあります、『字体・字形差一覧』、この資料は、現在使われている明朝体の一部を集めたものですが、ここから抜き出していますので、想像で作りましたものではなくて、現に存在している明朝体字形をそこに掲げたということです。

17ページ「2 明朝体と筆写の楷書との関係について」は、1の「(5)その他」のところ<1点しんにゅう>と<2点しんにゅう>の<しんにゅう>を載せて、1点であっても2点であっても、手で書く場合には「点を打って下を揺する形」であることを示しています。要するに、教科書体の<しんにゅう>の形ですね。この形で書くということです。それから、19ページ、20ページ、この辺りは、手で書く場合はこんなふうに

略字化して書く場合もありますよということを丁寧に示しています。

最後に、〔表の見方〕の次の、2ページを御覧ください。「本表」につきましては、1点だけ申し上げます。この「本表」が、現在の1,945字の常用漢字表に追加候補漢字の191字を入れ込んで、現行常用漢字表から5字削除した2,131字の漢字表でございます。最初のページを見ていただきますと、「曖昧」の「曖」に下線が引いてあります。これは見ていただくときの便宜ということで、今回の追加候補漢字に引いてあります。ですから「曖昧」の「曖」だとか、「顎」だとか、「宛先」の「宛」，そういった字に下線を引いてあります。それから、例えば4ページの真ん中よりやや下に「育成」の「育」があります。そこに「イク」「そだつ」「そだてる」「はぐくむ」と並んでいて、「はぐくむ」という訓だけに下線が引いてあります。この「育」は既に常用漢字表に入っているわけですが、今回、新たに「はぐくむ」という訓を追加しようということになっていますので、このような音訓にも下線を付したということです。以上でございます。

○林分科会長

ただ今の前田漢字小委員会主査，それから事務局の御説明につきまして，何か御質問や御意見等がございましたら，伺わせていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○金武委員

本表の音訓欄には、いわゆる送り仮名というものは特に示されていないわけですが、これは語例によって判断すればいいということでしょうか。そうしますと、この149ページですが、真ん中辺りの「癒」に「いえる」「いやす」という訓が新しく入りました。この「いえる」は「癒える」と「え」が入っていますが、「いやす」は「癒す」と「や」が入っていない。これは送り仮名の通則から言うと、ちょっと例外的じゃないかと思ひますが、どうでしょうか。

○氏原主任国語調査官

御指摘のとおりでございます。御指摘の点につきましては、きちっと確認できておりませんでした。「いやす」の方も「す」だけでなく、「やす」と送る形が普通だと思ひます。本当に申し訳ございませんが、十分確認の作業ができておりませんでしたので、今のところはもちろん修正いたしますが、それ以外のところにつきましても、こちらで再度確認したいと思ひます。

○杉戸日本語教育小委員会副主査

これも念のためなんですけれども、氏原主任国語調査官の説明の最後のところです。この「本表」の中で下線が引かれているものはこういうものであるという、そのことについての説明は、〔表の見方〕とか、あるいはそれより前の文章中のどこかに書いてあるんでしょうか、ないんでしょうか。もしなければ、これは一言でいいですから、それを書いた方が、パブリックコメントとかこれから先、ここにいる人以外から広く意見を頂くときのよりどころになっていいと思ひますが、いかがでしょうか。

○氏原主任国語調査官

漢字ワーキンググループで、そのことを、つまり2ページの「2 本表」とあって、その右下に「下線の付いているものは今回追加した字種、音訓等である」というような注記を入れるかどうか検討したんですが、パブリックコメントの時には入れた方がいいだろうということになりました。ただ、今回と、明後日の文化審議会の総会に関しては口頭で説明すればいいのではないかということになったので、入れていません。ただ、パブリックコメントの時にはそういうことを知らない方が御覧になるので、パブリック

コメントの時には入れようという話になっています。明後日の資料についても入れた方がいいということであれば、差し替えたいと思います。御趣旨は全くおっしゃるとおりだと思います。

○林分科会長

今の点につきましては、一度私も加わって相談をした結果ではございますが、なお、今、杉戸日本語教育小委員会副主査の御指摘を受けてもう一度考え直した上、どう扱うかは私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。（→国語分科会了承）

ありがとうございます。ほかにございますか。

○笹原委員

確認ということですが、「はじめに」の一番下のところに、漢字表に用いるフォントの詳細な検討などは、今後のことだというふうに明記されております。

実際、この「漢字表」のフォントを見てみますと、明らかにこれはデザインレベルのことかと思われるものに加えて字体にかかわるかなというようなものが、いわゆる通用字体と、括弧の中のいわゆる康熙字典体との両方に若干散見されるように思われます。この点につきましては、パブリックコメントの1回目では特に注目していただく必要はないというふうに思っていてよろしいものでしょうか。

○氏原主任国語調査官

今の件につきましては、かなり漢字ワーキンググループでも議論したと思うんです。実際に、漢字ワーキンググループでは、一度、1,945字の漢字のすべてを見ていただいています。使用しているフォントにおっしゃったような問題があるということは、既に承知しているわけですが、ただ現時点で、この形でお示ししたというのは、今のところこのフォントしか使えないというような事情があります。ただ、おっしゃった点について、やはりここだけは手直しした方がいいだろうというようなことは、もう一度確認したいと考えています。使用フォントそのものに注目していただくのは、2回目のパブリックコメントの時になるだろうと思います。

○林分科会長

ほかにいかがでしょうか。もし御意見あるいは御質問がないようでしたら、配布資料2の「新常用漢字表（仮称）に関する試案（案）」、お手元のこの分厚い資料ですが、これについての質疑は終了させていただきたいというふうに思います。先ほど、金武委員から御指摘のありましたような点につきましては、更に見直しまして、明後日あるいはパブリックコメントには支障のないように、更に準備を進めたいと思っております。これは、御覧のように大部な資料でございます。事務作業量から言いましても、これは相当なものがございます。細心の注意を払って作ってきてはおりますけれども、やはり何度も点検をする、磨き上げるというふうなことをいたしませんと完成度は高まらないということでございます。その点、御理解くださいまして、今後も、引き続きいろいろ御指摘がございましたら、伺わせていただきたいと思いますというふうに思います。そのほかには何かございませんでしょうか。

○甲斐委員

パブリックコメントが2回行われるときの1回目と2回目の主たる問題提起の部分ですけれども、その概略でいいんですけれども、1回目は主としてこういうところだということがもし決まっておれば話していただきたいと思います。

○林分科会長

そういう点については、まだ漢字ワーキンググループでは詰めておりませんと言いますか、相談をしておりますので、どういうふうな方式でやるかというふうな点の骨格及びその具体についてはこれからのことだと御了承いただければと思います。

それでは、漢字小委員会に関する意見交換に関しましてはこれで終了にしたいと思えます。ただ今頂きました御指摘を踏まえまして必要な修正を加え、明後日、文化審議会総会に御報告したいというふうに思っております。その具体的な修正につきましては、私の方にただ今の御意見を受けた上で適切な修正を施すということで御一任いただければ有り難いと思えます。お任せいただけますでしょうか。（→国語分科会了承）

ありがとうございました。それでは、漢字小委員会に関しては、これですべて終了させていただきますまして、次に日本語教育小委員会の検討内容に関して、西原副会長、日本語教育小委員会主査に説明をお願い申し上げます。

2 日本語教育小委員会に関して

○西原副会長

日本語教育小委員会の報告は、配布資料3を御覧いただき、それに沿って説明をしたいと思います。

日本語教育小委員会は、前期の審議におきまして、地域社会の一員として生活するすべての人にとって不可欠な言語の習得、特に日本語を母語としない住民に対する施策の検討の必要性が高まっているということを踏まえまして検討し、そして報告書を作成、前期においてまとめております。そこには、「今後検討すべき課題」という項目がございます。それは日本語教育に関して、「内容の改善」、それから「体制の整備」、または「連携協力の推進」、このようなことを検討すべきだという課題設定をし、昨年のこの時期に一つのまとめを行っております。今期は、そのことを踏まえまして課題を引き続き検討していくという形で検討を重ねました。

それが、配布資料3として御覧いただく内容になっております。これは三つの大きな項目と言うか、節から成っております。1枚めくっていただいて、2ページのところには「Ⅰ 地域における日本語教育の体制整備について」というところがございます。それから、もう一枚めくっていただいて5ページというところの下の部分からは「Ⅱ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について」というところがございます。そして、9ページまでちょっと飛んでいただきますと、そこに「Ⅲ 今後の課題」として、前期の終わりにも、これから検討すべき課題というのを設定いたしましたけれども、今期も具体的には来期に向けて、このような課題がまだ検討されるべきものとして提示されているという、そういう3部立ての報告を、今回、提出させていただきました。

まず、2ページの「Ⅰ 地域における日本語教育の体制整備について」でございますけれども、1、2、3とございます。1は「各機関の役割分担」ということで、各機関と申しますのは、この場合、国、都道府県、それから市町村でございます。それぞれの機関が、この地域における日本語教育の体制整備に関して、どのような責任を負うのかということをご書かせていただいております。国でございますけれども、日本語教育の目標及び標準的な内容・方法、それから体制整備の在り方を指針として示す。そして、その具体化を担う人材養成を行う。日本語能力及び日本語指導力の評価方法について指針を示すというような役割を負う必要があるということになっております。次に、都道府県でございますけれども、それぞれ重要なところは○に続くところで、このよう

な役割をとることが示してございます。都道府県の担うべき役割としましては、国が示す指針を参考にしまして、地域の実情に応じた日本語教育の体制整備あるいは日本語教育の内容等の検討、及び調整を行う。それから、都道府県内の日本語教育事業を推進できる人材、コーディネーターと呼んでいることが多いのですが、そういう人材を養成するなどの役割を負うということでございます。市町村は、都道府県が検討調整した日本語教育の内容等を、現場の実情に沿って具体化すること。そして日本語教育の指導者を養成すること、そういう役割を担う必要があるということで、各機関の役割がここに提起されております。

2でございますけれども、そこには、「各機関の連携協力の在り方」を示してございます。各機関の役割を「1 各機関の役割分担」で(1)(2)(3)というふうに示しておりますけれども、それぞれが相互に連携するということが非常に重要でございます。それぞれのレベルで、関係諸団体及び関係する個人とのネットワークを作りまして、そして協力関係を構築する、みんなが協力して事に当たるということがとても大切ということでございます。

それから、3のところでは、「地域における日本教育で必要とされる機関及び人材とその役割」ということで、そこにまたコーディネート機能を果たすということが出てまいります。その連携調整及び役割分担の実施を総合的に目配りする人及び機関が必要だということで、このコーディネート機能というのは機関及び人材、両方にその機能が負わされるべきであるという見解を示しております。

5ページの下のところから始まります「Ⅱ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について」ということでございます。「政府は、外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題を検討するため、外国人労働者問題関係省庁連絡会議を設置している。同会議は、我が国に在住する外国人の定住化傾向と外国人の生活環境の整備の必要性の高まりを踏まえ、平成18年12月に「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」を取りまとめた。」とあります。この「総合的対応策」というところを6ページの第2段落目で言及してあるわけです。その中で「生活者としての外国人」という用語が使われたわけですが、そのことを踏まえて、「生活者としての外国人」というのはどういう人たちのことなのだということが3段落目に書いてあります。そこによりますと、「生活者」というのは、だれでも「生活者」でありまして、「だれもが持っている「生活」という側面に着目して、我が国において日常的な生活を営むすべての人」が「生活者」であるとしています。そして、「生活者としての外国人」という場合には、そういった側面を有する外国人でございます。したがって、滞在形態等にかかわらず、日系の中南米人とか、それから日本人と結婚している国際結婚の配偶者とかのような、長く住む予定、あるいは長く住む計画をお持ちの方々ですけれども、そういう長期滞在の方々ももちろん、それから留学生、就学生、ビジネス関係者等、比較的短期滞在の人、その人たちもすべて含んだ「生活をする人」という側面を持った人のことでございます。こうした人たちのための日本語教育ということになっております。そういうことでございますので、その方々が日本語で意思疎通をして生活することができるということを「日本語教育の目的」として掲げております。

7ページの上になりますけれども、「日本語教育の目標」としては、大きくそこに○の後に四つ掲げてございますが、そのようなことが日本語教育の目標として必要であろうということで、そこに書いてございます。四つ読みますけれども、「○ 日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること。」、それから「○ 日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること。」、同じく「○ 日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること。」、最後に「○ 日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること。」で、このことが大きな目標の四つということになっております。

そして、ちょっと早いのですけれども2ページ送っていただいて、11ページから始まる、ちょっと縦横が少し変わるのですけれども、「別紙」として掲げられております。これは飽くまで案でございますけれども、この表の中に「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標と内容(案)」ということで、今、申し上げたような目標・目的に沿いまして、日本語教育の内容というものを段階、階層化して設定してみたというのがこの表でございます。ただし、この表は、表の一番上の行に書かれておりますように、「生活上の行為」として大分類、中分類、小分類され、「生活上の行為」としての事例を右端の列に掲げております。その同じ表に「2. 日本語教育の内容」と掲げてありまして、その下に「*」があつて、ちょっと字が小さいのですけれども、注意書きがございます。ここに特に注目してほしいのですけれども、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容は、以下の各欄に掲げる「生活上の行為」を行うのに必要な日本語能力を養成するものであり、具体的には「事例」に掲げる項目(行為)を日本語でできるようにするものである。」ということでございます。ですから、これが実際のカリキュラムである、あるいはこのこと自体を学ぶということではなく、こういう「生活上の行為」を日本語を媒介として行う、そのことができるようになるための日本語教育を行うという、少しややこしいのですけれども、そのためにこの表を作ったということでございます。日本語教育の標準的な内容というのは、したがいまして「生活者としての外国人」に対する日本語教育の実践事例及び研究成果等を収集しまして、日本語教育の内容として検討するという、そのことになっております。基本的な考え方としましては、今申し上げましたような「別紙」に階層化されて示された広範・多岐にわたる「生活上の行為」、それを行うのに必要な日本語能力、これは日本語でコミュニケーションを行い、日本社会に十全に、あるいは参加する基本的な行為、コミュニケーション上の行為が日本人を対象にして、あるいは日本人及び外国から参加する新市民というべき人たちを対象として相互にその行為が実施できるということを目指して掲げましょうということでございます。

それで、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について、今年度はこの「別表」を作るといふようなことに至ったということが御報告の第2番目の項目でございます。

最後に「Ⅲ 今後の課題」でございますけれども、今まで申し上げましたようなことを引き続き、来期またはその次になるかもしれませんが、実施していく、検討を続けるということが必要であるということでございます。一つは、9ページにありますように「1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の更なる検討とそれを踏まえた標準的なカリキュラムの開発」をしようとする、ということでございます。

「別表」で御覧いただきましたように、「生活上の行為」を階層化して分類し、そこに事例を掲げてございますが、これは飽くまで事例でありまして、それらが、もう少し詳しく事例として掲げられていくということもございます。けれども、それをレベル分けするといふようなことの可否も更に検討されなければなりませんし、それから、これが「生活上の行為」として分類されている事例でございますが、それにはどのような言語的な、あるいは非言語的な要素が関係するのかといふようなことを、この事例等に即しまして考えていくということが必要になるわけでございます。

その上で、「標準的なカリキュラム」、「標準的な」と申しますのは、国が示唆する標準的な内容と、前に申し上げたことに連動いたしますけれども、飽くまでもこれは、基礎的なものといふふうに考えて、そこに教材のプロトタイプを作るといふようなことが書いてございますけれども、「生活者としての外国人」といふのは、住んでいる地域あるいは居住形態、滞在の目的等においていろいろなタイプと言ふか、いろいろな方々がおいでです。または、地域特性といふもので、一緒に一つにくくれるようなこともあるかもしれません。そのようなことを自由にできるような標準的なカリキュラムの原型

というようなものを、この日本語教育小委員会の「来期の課題」とするということでございます。

教材を作成したいというふうを考えておりますので、「2」のところでは「生活者としての外国人」に対する日本語教育の参考例としての教材作成」というものを課題として掲げております。先ほども申しましたように、これは飽くまで教材のプロトタイプ（原型）ということでございますので、それらを地方又は地域の条件に立脚した形で、現場にいらっしゃる担当者の方々が御自分の現場に合うような形で工夫していただくという、その原型ということでございます。

そして、最後に、そういうプロトタイプを作ったり、それから学ぶべき生活の行為について、更に精査していくということの第3にすべきことといたしまして、評価の問題がございまして。これは「生活者としての外国人」の方々が生活上の行為をコミュニケーションの手段として使えるかというような学習達成に関する評価ということももちろん必要でございますけれども、と同時に、それにかかわる支援体制が十全になし遂げられているか、教える側に立つ人たちがきちんとその条件を満たしているかというような、そういう評価も必要であろうということでございます。そして念のためですが、10ページの下に注意書きしてございますのは、ここに「評価基準」を作るということを課題にしていると申しますけれども、それは評価する際の具体的な判断のよりどころを示すということでございます。漢字小委員会の後に、漢字の話で恐縮ですが、「キジュン」というのが「基準」と「規準」というふうに書かれているわけです。日本語能力の測定については「基準」の方を採っております。「規準」の方は、より包括的なものというふうに考え、この場合には「基準」の方を私たちは作るのだということで、そこに評価のことで注記をしております。そういうふうにいたしますと、内容に関しましては別紙に掲げました表を精査する。そして、それが日本語教育という側面につながるような形でその表をより便利なものにするという作業が一つ。それから、その表等に基づきまして有識者の方々、専門家の方々のお力を借りながら教材のプロトタイプ（原型）を作るといふこと、そしてそれらを基にして行う現場の教育に関して、それを学んでくださる方をどういうふうに評価するかという目安を作り、かつ、それにかかわる人たちのかわり方と申しますか、達成度というものに関しても、「評価の規準」を作っていくということをして次の課題にするということでございます。

○林分科会長

ただ今の御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、伺いたいと思います。

○岩見委員

評価についてですけれども、先日の最後の日本語教育小委員会で今おっしゃった「基準」と「規準」について、日本語能力の評価については「基準」と言いますか、具体的に日本語能力を、達成度を評価できる具体的な「基準」を持ってくる。それに対して、日本語指導者の指導力の評価についてはもう少し大きい観点から、考え方であるとか、性質であるとか、そういうことも含めた「規準」の方をもう少し包括的な形で検討すべきではないかということで、二つに区別して、両方使ってということでした。先ほどの指導者の指導力の評価について、御説明が少しでしたので、前回の認識として、それでよろしいのかどうか…。

○西原副会長

失礼いたしました。確かにおっしゃるとおりでございます。

一般に教育界でそのことが課題として掲げられていると思いますけれども、例えば、

教員の教育能力をどのように評価するかということにつきましては教育界の課題でありながら、なかなか万人に当てはまる唯一の「基準」というようなものが設定しにくいということがあるかと思えます。そして、例えば、教員免許の更新というようなことに関して指針が示されておりますけれども、そういうものを参考にするのか、それとも何かもう少し厳しい、厳しいと言うか、規格がきちんとした枠組みを設定するのかというようなことに関しましても、コンセンサスというのはなかなか提示しにくいし、得にくいというふうに考えておりました、そのことにつきまして日本語教育小委員会でもかなりの議論があったところでございます。それで、先ほどの「規準」と「基準」ということで、教員つまり支援者と言ってもいいかもしれませんが、教育支援者に関しましては、少し抽象度が上がっている議論ということをまずやってみましょうということでした。どうも御指摘ありがとうございました。

○林分科会長

ほかにいかがでしょうか。御質問、御意見がほかにないようでございますので、日本語教育小委員会に関する意見交換はこれで終了させていただきたいと思えます。なお、この後、修正を加える必要が生じた場合には日本語教育小委員会の主査、副主査とお諮りして、それを行いたいと思えますが、それにつきましても私に御一任いただけますでしょうか。（→国語分科会了承）

それでは、これで、第40回の文化審議会国語分科会、今期の最後ということでございますが、これで閉会とさせていただきます。1年間、本当にいろいろと御尽力いただきありがとうございました。